

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 30 年 7 月 6 日 (金) 午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）について
「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直し（答申）
について
- 3 請願等審査
受理番号 6 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 19 号議案 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について
- 5 その他

平成30年7月6日

教育委員会定例会 一般報告

- 1 市会関係
- 2 市教委関係
 - (1) 主な会議等
 - (2) 報告事項
 - 学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）について
 - 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直し（答申）について
- 3 その他

学校施設のブロック塀等の調査結果（速報）

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震に際し、小学校のブロック塀が倒壊し、幼い人命が失われるという痛ましい事故が発生しました。このことを受けて、全ての横浜市立学校のブロック塀等について、教育委員会が 6 月 20 日から 6 月 29 日にかけて実施した調査の結果（速報）について報告します。

1 調査結果

(1) 調査校数

509 校（横浜市立の小・中学校（分校含む）（小学校 340 校・中学校 146 校）、義務教育学校（2 校）、高等学校（9 校）、特別支援学校（12 校）の合計数）

(2) 回答校数

509 校（回答率 100%）

(3) 内 容

※1 ブロック塀と投てき板で重複している学校が 1 校あります。

学校数	現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀等を有する学校数	内 訳※1			
		ブロック塀		投てき板	
		高さ 2.2m 超	控壁 不足※2	高さ 2.2m 超	控壁 不足※2
509 校	59 校	なし	53 校	5 校	2 校

※2 控壁が無い又は塀の長さ 3.4m 以下ごとに控壁が無いもの

2 今後の対応

現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀等については、既に注意書きや児童等が立ち入れないような囲い等を行う措置を始めています。今後、本市技術職員等が調査結果を踏まえて専門点検を行い、改善が必要な施設については、速やかに必要な措置を講じてまいります。

現行の建築基準法の仕様に合致しない疑いのあるブロック塀等を有する学校

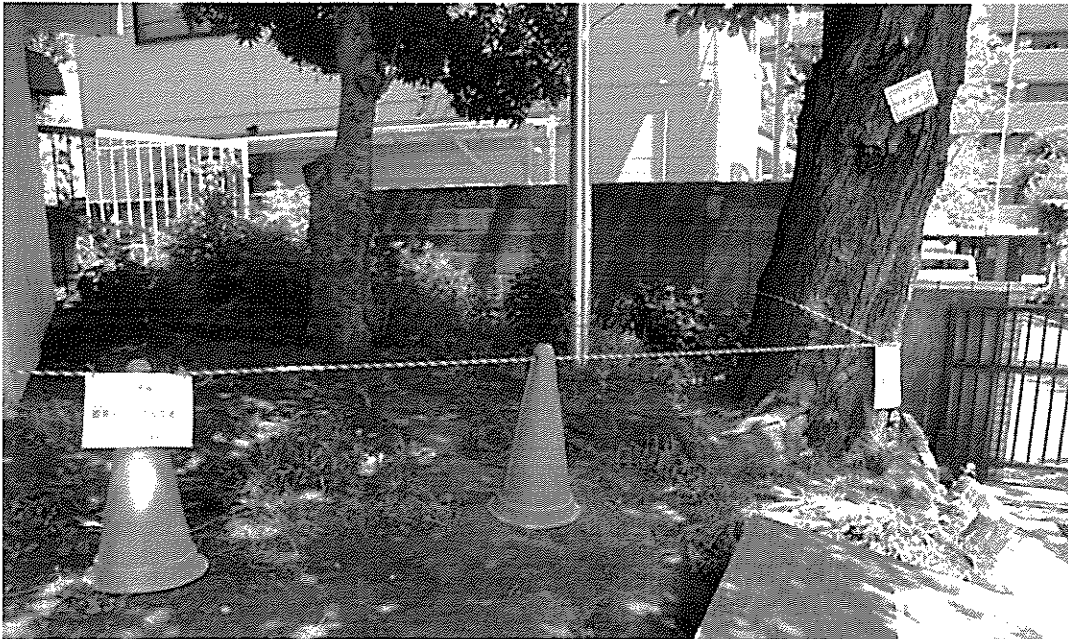
鶴見区	上末吉小学校 末吉小学校 矢向小学校	駒岡小学校 鶴見小学校	汐入小学校 馬場小学校	獅子ヶ谷小学校 平安小学校
13校	寛政中学校	末吉中学校	生麦中学校	矢向中学校
神奈川区	神大寺小学校 菅田小学校 菅田中学校	斎藤分小学校 羽沢小学校 六角橋中学校	西寺尾第二小学校 三ツ沢小学校	白幡小学校
9校				
西区	稲荷台小学校	戸部小学校		
2校				
中区	本町小学校	元街小学校		
3校	横浜吉田中学校			
南区	井土ヶ谷小学校	日枝小学校	南吉田小学校	
4校	横浜商業高校			
港南区	港南台第三小学校	日下小学校		
5校	上永谷中学校	港南中学校	笹下中学校	
保土ヶ谷区	今井小学校 岩崎中学校	藤塚小学校		
4校	桜丘高校			
旭区	市沢小学校			
3校	旭中学校	希望ヶ丘中学校		
磯子区	磯子小学校	根岸小学校		
3校	根岸中学校			
金沢区	文庫小学校 金沢中学校	六浦小学校 西柴中学校	六浦中学校	
6校	金沢高校			
港北区	大綱小学校			
2校	日吉台西中学校			
青葉区	谷本小学校			
1校				
戸塚区	小雀小学校	上矢部小学校	境木小学校	
3校				
瀬谷区	瀬谷第二小学校			
1校				
横浜市合計	(内訳)	小学校	中学校	高校
59校		38校	18校	3校

■ 「ブロック塀」及び「投てき板」への対応について

安全の確認ができるまでは、使用禁止とし、児童等が立ち入らない措置を取りました。
今後は関係局と共に状況を確認し、必要な対応を進めてまいります。

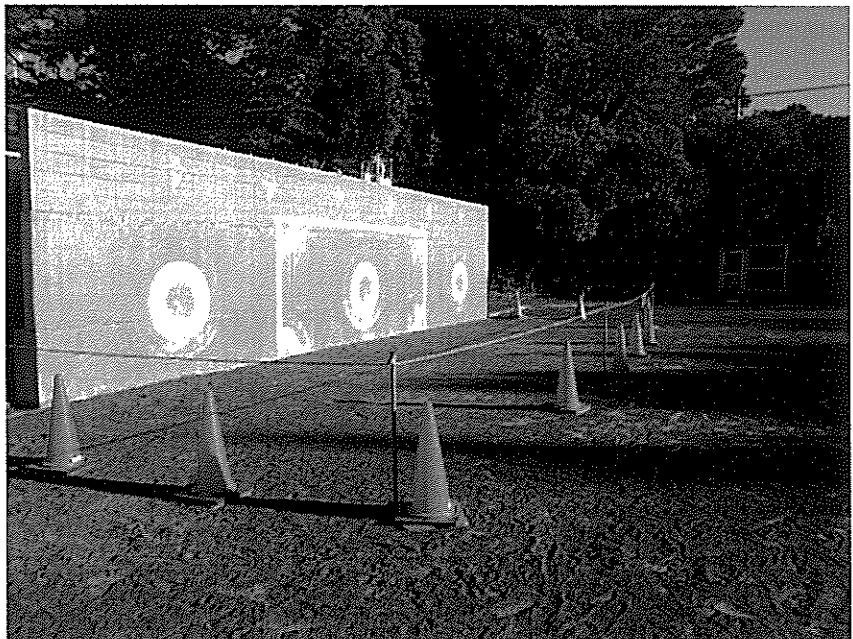
【ブロック塀の対策例】

井土ヶ谷小学校（南区）



【投てき板の対策例】

駒岡小学校（鶴見区）



「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直し（答申） 概要

教育委員会一般報告資料
平成30年7月6日
学校計画課

本市では、22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、通学区域の調整をはじめ、小規模校や過大規模校の学校規模適正化を推進しています。現行の基本方針策定以降、7年以上が経過し、局所的な児童急増への対応や小規模校対策が円滑に進まないケースの発生など、対応の難しい事例が出てきています。

そこで、29年8月に本市附属機関である学校規模適正化等検討委員会に対し、当基本方針の見直しについて教育委員会から諮問を行い、その後、6回に渡り（29年8月～30年6月）、審議を重ねてきました。近年の取組事例の振り返りを行うとともに、児童・生徒数の推計をはじめ、国の指針や他都市の事例、学習指導要領の改訂などの環境の変化を勘案し、活発な議論の結果を、答申としてとりまとめでいただきました。

<参考> 現行の基本方針の概要（22年12月策定）

1 通学区域設定について

① 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」に加え、「横浜型小中一貫教育」を考慮し通学区域を設定する。

② 望ましい通学距離

原則徒歩による通学で、小学校片道おおむね2km、中学校片道おおむね3kmとする。

2 学校規模の適正化

① 適正規模校の範囲

- ・小学校 12～24学級（1学年2～4学級）
- ・中学校 12～24学級（1学年4～8学級）

② 学校規模の適正化方策

<過大規模校対策（小・中学校 31学級以上）>

・31学級以上の過大規模校の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合、分離新設を検討する。

<小規模校対策（小学校11学級以下、中学校8学級以下）>

・通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や、実施しても小規模校の状態を解消することが見込まれない場合は、学校の統合についての検討を行う。

<基本方針の見直しに向けた検討項目（主なもの）>

① 通学区域制度について

- ・望ましい通学距離について
- ・遠距離通学支援について
- ・通学区域の弾力化のあり方

② 適正な学校規模について

- ・適正規模校の範囲の見直し
- ・適正規模化方策の強化について

（注）実務に活用できる基本方針にすることを見直しにあたっての基本姿勢としています。

<学校規模適正化等検討委員会 委員名簿（11名）>

（敬称略）

		所属・役職等	氏名
委員長	学識経験者	国立教育政策研究所名誉所員	小松 郁夫
副委員長	学識経験者	神奈川工科大学客員教授	野木 秀子
委員	学識経験者	駒澤大学法学部教授	内海 麻利
委員	学識経験者	横浜市立大学国際総合科学部准教授	平井 美佳
委員	地域代表	横浜市子ども会連絡協議会副会長	片岡 喜久江
委員	地域代表	横浜市町内会連合会幹事	村田 輝雄
委員	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会会長	海上 良太
委員	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会理事	中丸 道江
委員	保護者代表	横浜市PTA連絡協議会元会長	森川 智之
委員	小学校関係者	小学校統括校長（宮谷小学校長）	奈良輪 孝雄
委員	中学校関係者	中学校統括校長（岡津中学校長）	廣淵 徹志

I 背景・現行の基本方針の振り返り

1 背景

- ① 少子化に伴い、学校の小規模化が進行する一方、市内北部・臨海部において局所的に児童生徒数が急増している。
- ② 平成29年5月に策定された「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、学校の建替えを推進していく必要がある。
- ③ 学校運営協議会の設置数の増加など、地域に開かれた学校づくりが進んでいる。
- ④ 学習指導要領の改訂等をふまえた、教育活動の更なる充実が求められている。

2 現行の基本方針の振り返り

- ① 児童・生徒数の急増により、現行の方針に沿って分離新設を行おうとしても、相応しい学校用地が無いなど、物理的に対応が困難なケースが出てきている。また、その児童・生徒数の急増が一過性であると思込まれる場合もある。
- ② 小規模校を周辺の学校と統合しようとする場合、統合校の学校規模が適正規模の範囲を超えてしまうなど、現行の適正規模の範囲が支障となり、適正規模化が遅れ、小規模化がますます進んでしまうという状況が危惧されている。
- ③ 教育委員会の附属機関として条例（25年9月施行）に基づく「横浜市学校規模適正化等検討委員会」が設置された。さらに、個別地域の検討部会を同検討委員会の下に設置することになり、学校規模の適正化に向けて地域の合意形成を図る仕組みが構築された。
- ④ 小規模校対策においては、地域の合意形成に時間のかかるケースが発生したため、円滑な調整方法を検討する必要がある。

II 答申概要

1 通学区域制度について

(1)望ましい通学距離及び通学手段

・現行の基本方針を踏襲し、「原則徒歩で、片道 小学校おおむね2km以内、中学校おおむね3km以内」とすることが適当であるが、通学距離基準を著しく超える通学区域となる場合、例外的に公共交通機関などの利用も含め柔軟に検討していく必要がある。

(2)通学支援策について

・学校統合などにより通学区域が望ましい距離基準を著しく超える場合や、校舎の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用する場合などを考慮し、通学時における安全の確保や、児童・生徒の負担を軽減するため、通学支援策について、柔軟に検討を行う必要がある。

(3)地域コミュニティのエリアや区境などと通学区域との関係

・通学区域設定にあたっては、地域コミュニティのエリアや区境をはじめ、学校規模、通学距離、通学安全、横浜型小中一貫教育との関係を総合的に配慮する必要がある。このうち、地域コミュニティに関しては、「地域で子どもを育てていく」という動きを考慮する必要がある。

(4)通学区域特認校制度の見直し

・通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数、申請者数ともに減少している。制度の趣旨を再考するとともに、運用の見直しを行う必要がある。

2 適正な学校規模について

(1)適正な学校規模の考え方

・本市を含め、多くの政令市では、31 学級以上を過大規模としつつ、25～30 学級を容認する傾向が見受けられる。他都市に倣い、25～30 学級を準適正規模校とすることも一案として考えられる。

(2)新学習指導要領に関して

・児童・生徒にとって、道徳の授業の時間などで自分の意見とは違う様々な意見を聞くことや個性の違う友人との関係を通じて、多様性を認め、考える力や社会性を育てていくことになる。一定程度の集団の規模が確保できない場合は、子どもの学習の機会や子どもの成長の機会が限られてしまうおそれがある。

(3)多様な関わりの機会・場の創出

・子どもが、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることは、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのためにも、教員に加えて多様な専門性を持つ職員の配置を進める「チームとしての学校」が求められる。そのうえでも、一定の学校規模を確保することは重要である。

(4)大規模校・過大規模校について

・大規模校はハード面を充実させることで、適正規模校と遜色ない教育環境を確保することが可能である。

(5)小規模校について

・より良好な教育環境の確保に向けて、効果的・効率的な学校経営を行うため、学校規模の適正化を積極的に推進することが望ましい。

3 学校規模適正化に向けた対策について

(1)小規模校対策

・学校統合の検討を行う場合、現行の基本方針では、「統合校の規模が恒常的に 25 学級以上(大規模校)となる場合は除く」という条件が付されているが、当該条件は削除することが肝要である。
・検討部会では、地域の合意形成を図るうえで、学校統合前提ではなく、通学区域の変更案も含めて、協議を行うことが望ましい。

(2)大規模・過大規模校対策

・一過性の人口急増に対しては、集合住宅等の入居前に通学区域を柔軟に変更するなど、分離新設などの従来の手法にこだわらず、幅広く対策を検討する必要がある。

(3)学校建替えに関して

・学校規模の適正化を推進するうえで、検討対象校の校舎の建替えにより老朽化対策や機能改善が図られることを考慮する必要がある。

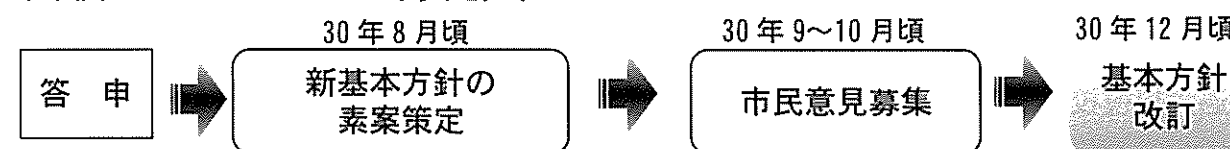
(4)学校統合に関して

・学校統合に向けて、関係校間の交流事業を実施する必要がある。とりわけ、PTA活動については、統合後の円滑な運営を確保するため、過去に統合を経験した学校の取組事例について、統合予定の各PTAに情報の提供を行うことが肝要である。

(5)検討部会の運営方法

・部会における協議が円滑に進むよう、外部の意見(適正な学校規模に関して知見を有する有識者などの意見)を取り入れるなど調整方法を検討する必要がある。

<今後のスケジュール(予定)>



(注) 市民意見の募集にあたり、市会(常任委員会)報告などを行います。

横浜市教育委員会 魚里 潤世 教育長

受理番号 6

横浜市教育委員会 教育委員 各位



教科書採択をみんなが見れて、

みんなが分かる話し合いや決定にすることを
求める要望書

昨年 教科書がえらばれる所を見に行きましたが
自分もたくさんの人たちも見ることが出来ません
でした。

教科書がえらばれていくところをみんなが
見れるようにしてください。

誰がどうや。とえらんだか
みんなが分かるようにしてください

おねがいします。

横浜市戸塚区浪沢

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]